

社会福祉法人全仁会 役員等報酬等規程

この規程は、社会福祉法人全仁会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(1) 理事長及び業務執行理事

- 理事長及び業務執行理事が、その責任を実務として業務遂行した場合、以下計算方法により、実務勤務した時間に対し、役員報酬を支給する。

(計算式) 令和元年度施設長年俸 ÷ 12 ヶ月 ÷ 173 時間 × 125% = 5509.3

理事長及び業務執行理事	時間額 5,500 円
-------------	-------------

(2) 理事長及び業務執行理事以外の理事

業 務 内 容	金 額
理事会等会議への出席	1 回につき 5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 回につき 5,340 円

(3) 監事

業 務 内 容	金 額
監事監査等への出席	1 回につき 5,340 円
理事会及び評議員会等会議への出席	1 回につき 5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 回につき 5,340 円

(4) 評議員

業 務 内 容	金 額
評議員会等会議への出席	1 回につき 5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 回につき 5,340 円

(5) 評議員選任・解任委員

業 務 内 容	金 額
評議員選任・解任委員会への出席	1 回につき 5,340 円

(6) 理事長及び役員等が法人業務を行う場合の出張旅費支給額

対 象	宿泊費	出張等報酬日額	その他
理事長及び業務執行理事	実費 (但し上限 15,000 円)	15,000 円	実費
その他の役員	実費 (但し上限 15,000 円)	10,000 円	実費

※1. その他の役員：理事長及び業務執行理事以外の理事、監事、評議員。

※2. その他：交通費等①公共交通機関の所定乗車料金。ただし、航空機及びタクシー料金

は、命令権者が必要と認めた場合に限る

②法人が所有する自動車（公用車）を利用した時は、交通費は支給しない。やむを得ない理由によって公用車でない自動車を利用した時は、その区間の距離に応じて、1 kmにつき37円を支給する（旅費精算書を提出）。

（7）上記（2）（5）においては、施設の職員であって法人の役員等を兼務する者は、この規程は適用しない。

- 附則
1. この規程は令和 6年10月24日より施行適用する。
 2. この規程の施行により、平成24年4月1日施行の「社会福祉法人全仁会役員及び評議員の費用弁償に関する規程」は廃止する。